

徳島県規則第四十五号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表二の項８中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

別表第二第一号の表五の項１を次のように改める。

１ 生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定かつ多数の者（学校教育法第一条に規定する学校（特別支援学校を除く。）にあつては、多数の者。以下この項において同じ。）が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）及び公衆便所は、次に定める基準に適合するように設けること。

（一）生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する階（当該階において不特定多数の者等が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して次に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

（１） 地上出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該地上出入口に近接する位置にあるもの

（２） 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

（二）生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること。

（三）（一）により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）ごとに、当該不特定多数利用便所のうち当該便所設置階の床面積に応じた基準数以上の不特定多数利用便所に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）を一以上（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。（２）のイ及び四において同じ。）設けること。ただし、（２）に定める場合は、この限りでない。

（１） この（三）本文に規定する基準数（以下「基準数」という。）は、次に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（多機能便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

イ 便所設置階の床面積が一万平方メートル以下の場合 一
ロ 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二

ハ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 次のイからニまでのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからニまでに定める便所設置階又は建築物には、基準数以上の不特定多数利用便所に多機能便房を設けることを要しない。

イ 便所設置階が適合地上出入口のある階であり、かつ、多機能便房を一年以上設ける施設が同一敷地内の当該適合地上出入口に近接する位置にある場合

ロ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき多機能便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

ハ 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

(イ) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、男子用の多機能便房を一年以上設ける場合

(ロ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、女子用の多機能便房を一年以上設ける場合

ニ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（多機能便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき多機能便房の数を加えた数（イに規定する施設が同一に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける多機能便房（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの多機能便房）の数を差し引いた数）以上の多機能便房（当該多機能便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの多機能便房）を設ける場合

(四) 公衆便所には、多機能便房を一年以上設けること。

別表第二第一号の表五の項 4 中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「の便所」を「の不特定多数利用便所」に改め、同 4 の(二)及び(四)中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同 4 を同項 6 とし、同項中 3 を 5 とし、同項 2 中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として

高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「の便所」を「の不特定多数利用便所」に改め、同2の(二)から(四)までの規定中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同2を同項4とし、同項1の次に次のように加える。

2 1の(三)及び(四)により多機能便房を設ける不特定多数利用便所及び公衆便所は、次に定める構造とすること。

(一) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあつては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(三) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(四) 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近に分かりやすい方法で表示すること。

(五) 洗面設備を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を一以上設けること。

(六) 別表第一第一号の表一の項から三の項まで及び五の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあつては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること。

3 1の(三)及び(四)に定めるもののほか、1により設ける不特定多数利用便所のうち一以上の不特定多数利用便所及び公衆便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の區別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けること。

別表第二第一号の表六の項1を次のように改める。

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場(以下「不特定多数利用駐車場」という。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること(共同住宅等の場合及び車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合を除く。)

(一) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(一)及び(二)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(二) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

別表第二第一号の表六の項中3を4とし、同項2の(一)中「(3)」を「(4)」に、「七の項」を「次項」に改め、同2を同項3とし、同項1の次に次のように加える。

2 1に定める車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、次に定める場合とする。

(一) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(以下「不特定多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入

口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

(二) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に定める基準に適合する場合

(1) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

(2) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車いす使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車いす使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める数以上であること。

(三) 生活関連施設（共同住宅等を除く。）の増築又は改築（用途の変更をして生活関連施設（共同住宅等を除く。）にすることを含む。以下「増築等」という。）を行う場合であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(1) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ロ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

(2) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

別表第二第一号の表八の項1の表を次のように改める。

い す 席 数	利用できる車いす使用者の人数
四百席以下の場合	二
四百席を超える場合	いす席の総数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

別表第二第一号の表八の項2に次のように加える。

(三) 床は、平らとすること。

別表第二第一号の表十六の項中「を超える」を「以上の」に、「その一」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」に改め、同項の(二)中「五の項1の(一)から(四)まで及び(六)」を「多機能便房を設け、かつ、五の項2の(一)から(三)まで及び(五)」に改め、同表第二号の表四の項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「便所は、前号の表五の項2の(一)から(五)まで」を「不特定多数利用便所は、前号の表五の項4の(一)から(五)まで」に、「同項1の(一)から(六)まで」を「多機能便房を設け、かつ、同項2の(一)から(五)まで」に改め、同表第三号の表六の項1中「見込み」の下に「。2において同じ。」を加え、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「便所は、第一号の表五の項1の(一)から(七)まで及び3」を「不特定多数利用便所は、多機能便房を設け、かつ、第一号の表五の項2の(一)から(六)まで及び5」に改め、同項2中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「第一号の表五の項2の(一)から(五)まで及び3」を「第一号の表五の項4の(一)から(五)まで及び5」に改め、同2を同項3とし、同項1の次に次のように加える。

2 1に定めるもののほか、前年度における一日当たりの平均乗降客数が五千人以上の施設に設ける不特定多数利用便所のうち、一以上の不特定多数利用便所には、第一号の表五の項3に定める構造の便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

別表第二第四号の表二の項1の(二)中「第一号の表六の項2の(一)から(三)まで」を「第一号の表六の項3の(一)から(三)まで」に改め、同表第六号の表三の項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同項の(二)中「便所は、第一号の表五の項1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)並びに3」を「不特定多数利用便所は、多機能便房を設け、かつ、第一号の表五の項2の(一)、(二)、(四)及び(五)並びに5」に改め、同項の(三)中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同項に次のように加える。

(四) (二)に定めるもののほか、一以上の不特定多数利用便所には、第一号の表五の項3に定める構造の便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

別表第二第六号の表四の項1中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場」を「不特定多数利用駐車場」に改め、同項2中「第一号の表六の項2の(一)から(三)まで」を「第一号の表六の項3の(一)から(三)まで」に改める。
様式第三号のその一の別紙の5を次のように改める。

- 5 便所（「多機能便房のある便所」欄及び「高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」欄は用途面積が1,000㎡以上の特定生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）及び公衆便所の場合に、「多機能便房のない便所」欄は用途面積が1,000㎡未満の特定生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）の場合に記入すること。）

整 備 基 準			整 備 状 況	
便所の数			箇所	
多 機 能 便 房 の あ る 便 所	多機能便房の数		箇所	
	便所の出入口	有効幅員（80cm以上）	cm	
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否	
	多 機 能 便 房	出入口	有効幅員（80cm以上）	cm
			車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
			車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
		十分な床面積の確保		適 否 長辺 短辺 cm×cm
		腰掛便座、手すり等の適切な配置		適 否 設置設備（ ）
	多機能便房を設置した旨の表示		適 否	
	操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置		適 否	
	非常通報装置の設置		適 否	
高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房			適 否	
多 機 能 便 房 の な い 便 所	便房の数		箇所	
	便所の出入口	有効幅員（80cm以上）	cm	
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否	
	便 房	出入口	有効幅員（80cm以上）	cm
			車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
			車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
		腰掛便座、手すり等の適切な配置		適 否 設置設備（ ）
操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置		適 否		
手すり等を設けた床式の男性用小便器の設置			適 否	
用途面積が2,000㎡以上の施設に設ける便房（官公庁施設等、医療施設等、文化施設、店舗及び公共交通機関の施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場の場合に記入すること。）	乳幼児を座らせることができる設備の設置		適 否	
	乳幼児のおむつ替えができる設備の設置		適 否	
	人口肛門又は人工膀胱 こうぼうこう を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房の設置		適 否	
	便房を設置した旨の表示		適 否	

様式第三号のその一の別紙の8を次のように改める。

8 客席（公民館、劇場等、集会場等及び運動施設に固定式のいす席を設置する場合に記入すること。）

整 備 基 準		整 備 状 況
固定式のいす席の数		席
車いす使用者が利用できる部分	利用できる車いす使用者の人数	人
	出入口からの距離	適 ・ 否
	1 人分の寸法（幅員 9 0 cm 以上、奥行き 1 4 0 cm 以上）	幅員 cm × 奥行き cm
	平らな床	適 ・ 否
客席の出入口から車いす使用者が利用できる部分に至る 1 以上の客席内の通路	有効幅員（1 3 5 cm 以上）	cm
傾斜路及びその踊場	有効幅員（1 3 5 cm 以上、段併設の場合は 1 0 5 cm 以上）	cm
	勾配（1 / 1 2 以下、高低差が 1 6 cm 以下の場合は 1 / 8 以下）	勾配
	踊場の設置（高低差が 7 5 cm を超える場合にあつては、7 5 cm 以内ごとに踏幅 1 5 0 cm 以上のもの）	適 ・ 否 (踏 幅 cm)
	手すりの設置（両側）	適 ・ 否
	滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否
	立ち上がりの設置（高低差が 1 0 cm を超える場合にあつては、高さ 1 0 cm 以上）	適 ・ 否
車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造		適 ・ 否

様式第三号のその一の別紙の16中「~~み~~~~こ~~~~み~~~~ひ~~」を「~~た~~~~け~~~~の~~」に改め、同様式のその三の別紙の6を次のように改める。

6 便所（「多機能便房のある便所」欄及び「高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」欄は、前年度における１日当たりの平均乗降客数が５，０００人以上の施設の場合に記入すること。）

整 備 基 準			整 備 状 況
便所の数			箇所
多 機 能 便 房 の あ る 便 所	多機能便房の数		箇所
	便所の出入口	有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
	出入口	有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
	十分な床面積の確保		適 否 長辺 cm × 短辺 cm
	腰掛便座、手すり等の適切な配置		適 否 設置設備（ ）
	多機能便房を設置した旨の表示		適 否
	操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置		適 否
	非常通報装置の設置		適 否
高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房			適 否
多 機 能 便 房 の な い 便 所	便房の数		箇所
	便所の出入口	有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
	出入口	有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 否 形式（ ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 否
	腰掛便座、手すり等の適切な配置		適 否 設置設備（ ）
操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置		適 否	
手すり等を設けた床置き式の男性用小便器の設置			適 否

様式第三号のその六の別紙の3を次のように改める。

3 便所

整 備 基 準			整 備 状 況
便所の数			箇所
滑りにくい材料による仕上げ			適 ・ 否
多機能便房の数			箇所
便所の出入口		有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	形式（ 適 ・ 否 ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 ・ 否
多機能便房	出入口	有効幅員（８０cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	形式（ 適 ・ 否 ）
		車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置	適 ・ 否
	十分な床面積の確保		長辺 適 ・ 否 短辺 cm × cm
	腰掛便座、手すり等の適切な配置		設置設備（ 適 ・ 否 ）
多機能便房を設置した旨の表示			適 ・ 否
操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置			適 ・ 否
高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房			適 ・ 否
手すり等を設けた床置式の男性用小便器の設置			適 ・ 否

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表二の項8の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二第一号の表五の項、六の項、八の項及び十六の項、同表第二号の表四の項、同表第三号の表六の項、同表第四号の表二の項並びに同表第六号の表三の項及び四の項並びに様式第三号のその一、その三及びその六の規定は、この規則の施行の日以後に新築等（徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）第十六条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は施設の用途の変更（同条に規定する施設の用途の変更をいう。以下同じ。）に着手する生活関連施設（同条例第二条第二号に規定する生活関連施設をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に新築等又は施設の用途の変更に着手した生活関連施設については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第三号のその一、その三及びその六に相当する改正前の様式第三号のその一、その三及びその六による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。